○関東地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十七日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　調布都市計画道路事業三・四・十七号狛江仙川線及び三鷹都市計画道路事業三・四・十一号北野仙川線

三　事業施行期間　自平成二十八年二月十七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都調布市仙川町三丁目及び緑ヶ丘二丁目並びに三鷹市北野四丁目地内

使用の部分　東京都調布市仙川町三丁目及び緑ヶ丘二丁目地内

○関東地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十七日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　町田都市計画道路事業三・三・八号鎌倉街道線

三　事業施行期間　自平成二十八年二月十七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都町田市金井一丁目、金井町字六号、薬師台二丁目並びに野津田町字薬師前、字暖沢前、字袋ノ上及び字田中前地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十七日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　高崎都市計画道路事業三・三・八十四号コンベンション施設北口線

三　事業施行期間　自平成二十八年二月十七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　群馬県高崎市岩押町及び上中居町字平塚地内

使用の部分　群馬県高崎市岩押町地内

○関東地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十七日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　高崎都市計画道路事業三・四・二十六号競馬場通り線

三　事業施行期間　自平成二十八年二月十七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　群馬県高崎市双葉町、岩押町並びに上中居町字平塚及び字荒神地内

使用の部分　群馬県高崎市双葉町、岩押町及び上中居町字平塚地内

○中部地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十七日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
掛川市上西郷字加島二九五番一から同市上西郷字加島三〇五番二まで	前	一一八・七七～一一八・七七メートル	二〇七・七二メートル
	後	一九五・五二～一九五・五二	○・○六五キロメートル
袋井市泉町二丁目六番地内	前	五〇・八六～五〇・八六	○・○七九
	後	四七・〇〇～五七・七六	○・○七九
磐田市見付字大谷口一八四六番一から同市見付字大谷口一八四二番一まで	前	五七・四九～四三・六九	○・一九三
	後	九〇・一二～七一・七九	○・一九三
浜松市東区中野町字宮西二八八番七から同市東区中野町字江塚東一六四番二まで	前	四六・八六～四五・一一	○・○四二
	後	六二・一一～六二・一一	○・○四二

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○四国地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十七日

四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号	高知県吾川郡いの町字天神山六九九三番三地先から同町字砂森四一九五番七地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月十七日